学校法人 役員等の報酬及び旅費規程 作成例

報酬及び旅費を支給する場合

**学校法人〇〇学園役員等の報酬及び旅費に関する規程**

（目的）

第１条　この規程は、学校法人〇〇学園の理事、監事及び評議員（以下「役員等」とい

　う。）の報酬及び旅費の支給に関し、必要な事項を定めたものである。

（報酬の支給）

第２条 役員等が次に定める業務を行ったときは、当該役員等に報酬を支給することがで

　きる。

（１）理事会への出席

（２）評議員会への出席

（３）監査の実施

（旅費の支給）

第３条 前条で定める業務のため出張したときは、当該役員等に旅費を支給することがで

　きる。

　　ただし、ここでいう出張とは、法人の教職員である役員等については在勤地以外の場

　所、それ以外の者については住所地以外の場所への出張をいう。

（報酬等の額）

第４条 報酬及び旅費の額は、別表のとおりとする。

（台帳の作成等）

第５条　役員等に報酬又は旅費を支給したときは、別記様式による台帳を作成し、当該役

　員等から領収印を徴収しなければならない。

２　報酬を支給したときは、所得税の源泉徴収をしなければならない。

（定めのない事項）

第６条 この規程に定めのない事項については、理事会及び評議員会の議決による。

（規程の改廃）

第７条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の議決による。

附 則

　この規則は、○○年○○月○○日から実施する。

別表

役員等の報酬及び旅費の額（１日につき）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 報　 酬（円） | 旅　　　　　費　　　（円） | |
| 日 当 (円) | 運 　賃 　等　（円） |
| 理事(理事長を含む) | ○○,○○○ | ○,○○○ | 鉄道賃等の実費又は教職員の給与規程で定める通勤手  当の計算方法を基準として算出した額 |
| 監　　　　　　　事 | ○○,○○○ |
| 評　　　議　　　員 | ○○,○○○ |

備考　１　日当は、○○市以外の片道３０km以上の支給額。○○市内

　　　　及び○○市以外の片道３０km未満の旅行については、支給しない。

　　　２　理事と評議員を兼ねる者について、同日に理事会及び評議員会を開催す

　　　　る場合は、理事の報酬及び旅費のみを支給する。

　　　３　法人の教職員である役員等について、勤務時間内に第２条第１項で定め

　　　　る業務を行う場合は、この規程を適用しない。ただし、当該業務が勤務時

　　　　間外に及ぶときは、この規程を適用する。

学校法人 役員等の報酬及び旅費規程 作成例

無報酬とし、旅費のみ必要に応じて支給する場合

**学校法人〇〇学園役員等の報酬及び旅費に関する規程**

（目的）

第１条　この規程は、学校法人〇〇学園の理事、監事及び評議員（以下「役員等」とい

　う。）の報酬及び旅費の支給に関し、必要な事項を定めたものである。

（報酬）

第２条 役員等は無報酬とする。

（旅費の支給）

第３条 次に定める業務のため出張したときは、当該役員等に旅費を支給することがで

　きる。

　　ただし、ここでいう出張とは、法人の教職員である役員等については在勤地以外の場

　所、それ以外の者については住所地以外の場所への出張をいう。

（１）理事会への出席

（２）評議員会への出席

（３）監査の実施

（旅費の額）

第４条 旅費の額は、別表のとおりとする。

（台帳の作成等）

第５条　役員等に旅費を支給したときは、別記様式による台帳を作成し、当該役員等から

　　　領収印を徴収しなければならない。

（定めのない事項）

第６条 この規程に定めのない事項については、理事会及び評議員会の議決による。

（規程の改廃）

第７条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の議決による。

附 則

　この規則は、○○年○○月○○日から実施する。

別表

役員等の旅費の額（１日につき）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 日 当 (円) | 運 　賃 　等　（円） |
| 理事(理事長を含む) | ○,○○○ | 鉄道賃等の実費又は教職員の給与規程で定める通勤手  当の計算方法を基準として算出した額 |
| 監　　　　　　　事 |
| 評　　　議　　　員 |

備考　１　日当は、○○市以外の片道３０km以上の支給額。○○市内及び○○市以

　　　　外の片道３０km未満の旅行については、支給しない。

　　　２　理事と評議員を兼ねる者について、同日に理事会及び評議員会を開催す

　　　　る場合は、理事の旅費のみを支給する。

　　　３　法人の教職員である役員等について、勤務時間内に第３条第１項で定め

　　　　る業務を行う場合は、この規程を適用しない。ただし、当該業務が勤務時

　　　　間外に及ぶときは、この規程を適用する。